

(第7回変更)契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 5月 27日	
契約業者名	株式会社加賀田組 東京支店	
契約業者の住所	東京都新宿区中里町29番地3	
工事の名称	新宿拡幅共同溝換気口改良工事	
工事場所	自)東京都葛飾区新宿 1 丁目 至)東京都葛飾区金町4丁目	
工事種別	一般土木工事	
工事概要	開削土工 1式 ・掘削工380m3 ・埋戻し工350m3 道路土工 1式 地盤改良工 1式 ・高圧噴射攪拌 28本 (φ3000、L=6.5～8.2m) ・薬液注入 183本 プレキャスト構築工 1式 ・プレキャスト構築工 4基 付属設備工 1式 舗装工 1式 ・車道舗装約220m2 ・歩道舗装約340m2 排水構造物工 1式 防護柵工 1式 植栽維持工 1式 構造物撤去工 1式 仮設工 1式 開削土工 1式(指定部分①) ・掘削工350m3 ・埋戻し工320m3 地盤改良工 1式(指定部分①) ・薬液注入75本 プレキャスト構築工 1式(指定部分①) ・プレキャスト構築工 3基 付属設備工 1式(指定部分①) 構造物撤去工 1式(指定部分①) 仮設工 1式(指定部分①)	
工期(自)	令和 4年 4月 1日	
工期(至)	令和 6年 6月 28日	
変更前の契約金額	779,460,000円(税込)	
変更金額	+55,110,000円(税込)	
変更後の契約金額	834,570,000円(税込)	
変更理由	1. 開削土工 警察との規制協議の結果、規制延長がとれず換気口の同時施工が不可能となったことで施工範囲の見直しが生じたため、掘削工、埋戻し工を減工する。	

2. 道路土工

土質調査の結果、基準値超過土が確認されたことに伴い処分の必要が生じたため、残土処理工を増工する。

3. 地盤改良工

警察との規制協議の結果、規制延長がとれず換気口の同時施工が不可能となったことで施工範囲の見直しが生じたため、固結工、運搬処理工を減工する。

4. 現場打構築工

現地調査の結果、狭隘な施工場所での作業に伴い設計通りの施工ができないため、現場打構築工を削除する。

5. プレキャスト構築工

現地調査の結果、狭隘な施工場所での作業に伴い設計通りの施工ができないため、プレキャスト構築工を追加する。

6. 付属設備工

1) 警察との規制協議の結果、規制延長がとれず換気口の同時施工が不可能となったことで施工範囲の変更の見直しが生じたため、設備工を減工する。

2) 現地調査の結果、昇降設備が変更となったため、付属金物工を増工する。

7. 舗装工

現地調査の結果、アスファルト舗装工(1)車道部、アスファルト舗装工(2)歩道部を削除し、アスファルト舗装工(3)歩道部、アスファルト舗装工(4)取得用地部、アスファルト舗装工(5)仮車道部、アスファルト舗装工(6)仮歩道部、排水性舗装工を追加する。

8. 排水構造物工

警察との規制協議の結果、規制延長がとれず換気口の同時施工が不可能となったことで施工範囲の見直しが生じたため、側溝工を減工する。

9. 防護柵工

現地精査の結果、防止柵工を数量精査(増)する。

10. 植栽維持工

地元要望により、施工範囲全体の街路樹剪定が必要となったため、樹木・芝生管理工を増工し、運搬処理工を追加する。

11. 構造物撤去工

1) 現地精査の結果、構造物取壊し工、共同溝撤去工、運搬処理工を増工し、作業土工を削除する。

2) 警察との規制協議の結果、規制延長がとれず換気口の同時施工が不可能となったことで施工範囲の見直しが生じたため、排水構造物撤去工を減工する。

3) 現地精査の結果、防護柵撤去工を数量精査(増)する。

4) 試掘調査の結果、当初見込んでいなかった地中埋設物が確認されたため、支障物撤去工を追加する。

12. 仮設工

1) 警察との規制協議の結果、規制延長がとれず換気口の同時施工が不可能となったことで施工範囲の見直しが生じたため、路面覆工、土留・仮締切工を減工する。

2) 占用企業との調整の結果、占用物が支障となるため、吊防護工、下水移設工(1)、下水移設工(2)を追加する。

3) 現地調査の結果、工事期間中の保安のため、進入防止柵工、換気口付帯工、仮排水移設工、標識移設工、作業ヤード整備工を追加する。

4) 上記に伴い、運搬処理工を増工する。

5) 上記工種の増工に伴い、交通管理工を数量精査(増)する。

13. 共通仮設費

- 1) 現地精査の結果、運搬費を減工する。
- 2) 地中埋設物を確認するため、準備費を追加する。
- 3) 現地精査の結果、家屋調査範囲の変更に伴い、事業損失防止施設費を減工する。
- 4) 受注者と協議の結果、BIM/CIMの活用や調査費について技術管理費を増工する。
- 5) 受注者と協議の結果、快適トイレ設置のため、営繕費を追加する。

14. 工期は、上記増工により28日間延長し、令和6年6月28日までとする。